

名 張 市

ゆめづくり地域予算制度

平成25年度版

まちづくりを「住民が自ら考え、自ら行う」ことを目指し、
自立的、主体的なまちづくりの気運を高め、誰もがいきいき
と輝いて暮らせる地域をつくりあげるため、ゆめづくり地域
予算制度を平成15年4月に創設しました。

三重県 名張市 地域部

<http://www.city.nabari.lg.jp/>

も く じ

・名張市のまちづくり（ゆめづくり地域予算制度）	P 1
・ゆめづくり地域予算制度の経緯	P 3
・地域づくり組織条例の概要	P 7
・地域づくり組織との協働推進体制	P 9
・地域づくり代表者会議	P 10
・ゆめづくり地域予算制度の成果	P 11
・地域づくり組織の概要	P 12
・廃止補助金一覧	P 15
・廃止補助金地域別明細	P 16
・地域別事業一覧表	P 17
関係例規	
・ゆめづくり協働事業一覧表	P 21
・自治基本条例	P 22
・地域づくり組織条例	P 28
・地域づくり組織条例施行規則	P 31
・地域づくり組織における会計処理要領	P 33

名張市のまちづくり（ゆめづくり地域予算制度）

名張市は、平成15年（2003年）4月、まちづくりを、「住民が自ら考え、自ら行う」ことを目指し、市民参加のもとに自立的、主体的なまちづくりの気運を高め、誰もがいきいきと輝いて暮らせる地域をつくりあげるため、行政の支援として「ゆめづくり地域予算制度」を創設しました。

地区公民館等を単位とする15の地域で、住民の合意により設立された住民主体のまちづくり組織である「地域づくり組織」が、まちづくり活動を活発に行っています。

市は、この地域づくり組織に対し用途自由な「ゆめづくり地域交付金」を交付し、住民主体のまちづくり活動を支援するとともに、名張市における都市内分権（地域内分権）を進めていきます。

平成24年度からは、新たに「ゆめづくり協働事業」を加えて、ゆめづくり地域予算制度の拡充を図っています。

～ 中央集権から地方分権へ、地方分権から都市内分権へ ～

国から地方（都道府県や市町村）へ権限や財源を移譲するというのが「地方分権」の考え方でした。しかし、権限や財源が中央官庁から市役所に移っても住民にとって“権限や財源はお役所（行政）にある”という状況に変わりはありませんでした。

都市内分権（地域内分権）とは、地域と行政の役割分担をするなかで、「地域でできることは地域で」「行政がすべきことは行政が」「地域と行政が協働で行う」といった補完性の原則に基づき、双方が協議を行い、合意形成を図り、市の権限と財源の一部をさらに「地域」へ移すことです。

その地域の組織として、名張市においては、地区公民館（おおむね小学校区）の範囲を15の地域づくり組織として、地域づくり組織条例で定めています。

「新しい公」 - 参画と連携によりみんなで支えあう社会 -

さらに地域づくり組織だけではなく、市民活動団体や事業者などがそれぞれ行政と対等な関係のもと、参画と連携により地域課題を解決していこうとする「新しい公」の推進にも取り組みます。



【ゆめづくり地域予算制度の概要】

- ・従来の地域向け補助金を廃止した上で、使途自由で補助率や事業の限定がない交付金を市内15の「地域づくり組織」に交付する制度を創設しました。
- ・各地域づくり組織は、この予算制度を活用し、地域の課題解決のための事業を自ら実施しています。
- ・交付金の交付対象は、住民の合意により実施するまちづくり事業であれば良く、ハード、ソフトを問いません。(ただし、宗教活動、政治活動は交付金事業の対象外です。)

【地域交付金の積算根拠】

平成25年度

基本額	人口割	$3,500 \text{ 万円} \times 70\% \times \text{地域人口} \div \text{市人口}$
	均等割	$3,500 \text{ 万円} \times 30\% \div 15$
加算額 (コミュニティ活動費)	地区代表者協力事務費	$72,000 \text{ 円} \times \text{基礎的コミュニティ数} (172)$
	地区活動費	$25,000 \text{ 円} \times \text{基礎的コミュニティ数} (172)$ $200 \text{ 円} \times \text{基礎的コミュニティの人口}$
事務局経費 (特別交付金)	1地域 30万円 〔但し、国津地域：50万円 薦原地域、錦生地域、箕曲地域：各40万円〕	
地域事務費	基本額 1,500千円に人口数や基礎的コミュニティ数を勘案して加算した額(平成24年度から)	

上記の積算根拠に基づき算定された交付金を、一括して地域づくり組織へ交付。

ゆめづくり地域予算制度の経緯

平成7年頃から市内のいくつかの地域で自発的なまちづくりの活動が始まり、地域住民による「まちづくり協議会」が結成され、地域の将来的なプランであるまちづくり計画が作成されてきました。平成13年までには、5つのまちづくり計画が名張市長に提出されましたが、当時は行政としてこれらのプランを実行するためのシステムや地域への財政的な支援システムはありませんでした。

当時、任意に結成された地域の組織を便宜上「まちづくり協議会」と称していました。

【 創設：第1ステージ 】

平成14年4月の亀井市長就任後、市政一新プログラムが策定され、これに基づき平成15年3月に「名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例」が制定されました。これを受けて、同年5月から9月にかけて14地域（公民館単位）で「地域づくり委員会」が結成されました。

名張市の「ゆめづくり地域予算制度」は、従来の自発的なまちづくり活動という下地があったために、比較的短期間に地域での組織化が可能であったと言えます。また、同年11月9日には地域づくり委員会会長14名が相互に意見交換、情報交換を行う場として「地域づくり協議会」（現在、「地域づくり代表者会議」）が結成されました。

従来の地域向け補助金（P15～16参照）を廃止し、まちづくり活動の原資として当時の14の地域づくり委員会へ用途自由な一括交付金（5,000万円）＜現在の基本額に相当＞を交付しました。

【 見直し：第2ステージ 】

制度創設から6年後の平成21年3月に、ゆめづくり地域予算制度の見直しを行いました。具体的には、平成17年に制定された名張市自治基本条例第34条を受けて都市内分権の方向性を示す新しい条例「地域づくり組織条例」を制定し、以下の2点について見直しを行いました。

区長制度の抜本的な見直し・・・昭和31年に制定された「名張市区長設置規則」を廃止。(市長が区長を委嘱し、区長個人に委託料を支払うという上下関係を解消。)

それぞれの地域内の組織を基礎的コミュニティ(区や自治会)と、地区公民館を単位とする地域づくり組織(=地域づくり委員会)に整理し、地域の活性化と都市内分権を推進。

市から委嘱していた区長に支払っていた「行政事務委託料」及び「区長会運営委託料」を廃止し、ゆめづくり地域交付金の加算額へ移行しました。

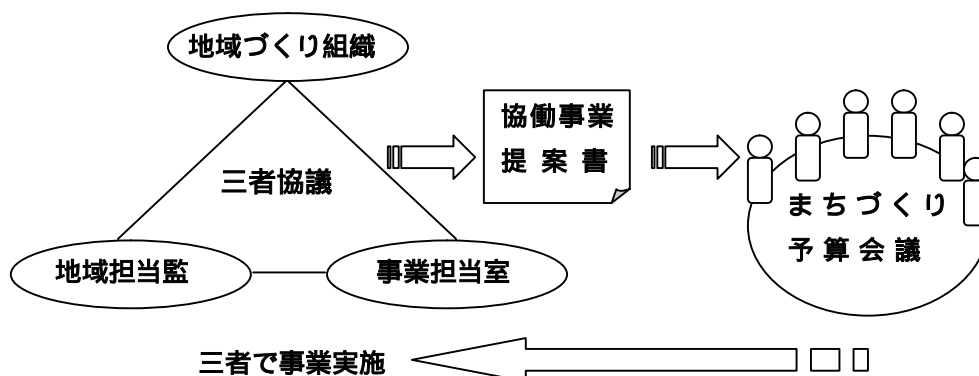
【 地域ビジョンの実現：第3ステージ 】

地域ビジョン

地域ビジョンでは、地域の特性を生かした個性ある将来のまちづくり計画として、理念・目標が設定され、基本構想や方針、それらにもとづく実施計画が掲げられています。特に、防犯・防災、福祉、環境のテーマについては、15全ての地域が取り組むべき課題として取り上げられています。この地域ビジョンは、平成21年当初から、各地域づくり組織で策定委員会が組織され、住民アンケートの実施や意見をまとめ、課題を整理する等の検討会議が重ねられ、平成24年3月に15の全ての地域づくり組織で策定され、地域づくり代表者会議実践交流会において発表されました。

ゆめづくり協働事業提案制度

この地域ビジョンを最大限尊重した市の計画として、「名張市総合計画後期基本計画(地域別計画編)」を策定し、平成24年度からゆめづくり協働事業提案制度をスタートさせ、平成25年度予算(3,000万円)に反映し、地域だけ、市だけでは解決ができない課題について、地域と市が協議しながら、新たなサービスや価値を生み出すための協働事業を進めています。



【地域づくり、市民公益活動の経過】

年度	地域づくり	市民公益活動
7 ~ 13	<ul style="list-style-type: none"> ・国津地区を皮切りに、地域で任意のまちづくり協議会が組織される ・市職員から地域振興推進チーム員を任命（まち協が組織された地域のみ） 	
1 4	4月 亀井利克市長就任	
	7月 市役所内に「市政一新本部」を設置	
	9月 財政非常事態宣言	
	12月 地域予算制度 全区長に説明	
	1月 地域予算制度 地域説明会	
	2月 合併の是非を問う住民投票。単独市制を選択（投票率約60%、7割が合併反対）	
1 5	4月 名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例施行	15年度 市民活動率先協働事業（応募事業数10、実施事業数10）
	9月 全14地域で地域づくり委員会結成	
	10月 公民館の地域委託が2館でスタート	
	11月 名張市地域づくり協議会を設置	
	2月 地域づくり協議会「事業中間報告会」	
1 6		4月 市民活動支援センターを勤労者福祉センター内にオープン
		市民公益活動率先事業（応募事業数14、実施事業数13）
	1月 地域づくり協議会「実践交流会分科会」	11月「名張市における市民公益活動の促進に向けて」最終報告
1 7	6月 名張市自治基本条例を制定	市民公益活動実践事業（応募事業数43、実施事業数38）
	10月 全14公民館の地域委託完了	
	1月 名張市自治基本条例施行	市民公益活動促進条例施行
	2月 地域づくり協議会「実践交流会分科会」	
1 8		4月 市民活動保険制度を導入
	9月 14公民館の管理委託を指定管理者制度に移行	市民公益活動実践事業（応募事業数41、実施事業数34）
1 9	4月 政策アドバイザー会議設置	市民公益活動実践事業（応募事業数37、実施事業数30）
	9月 政策アドバイザー中間報告	
	2月 地域づくり協議会「実践交流会」	
	3月 政策アドバイザー最終報告「都市内分権の推進について」	

20	4～10月 市区長会、地域づくり協議会で地域組織の見直しを協議	市民公益活動実践事業 (応募事業数 36、実施事業数 28)
	11～2月「地域組織の見直し」素案により地域説明会を実施。パブリックコメント	
	2月「実践交流会(分科会)」をワールドカフェ方式にて開催(三重県共催)	
21	4月 名張市地域づくり組織条例施行(区長設置規則を廃止)	提案公募型補助金事業 (応募 14、実施 14) 新しい公委託事業 (応募 7、実施 7)
	5月 地域担当職員制度実施 (地域振興推進チーム制度を廃止) 1地域管理職2名を配置し、地域ビジョン策定支援にあたる。	6月 市民情報交流センターを名張駅東口(希中央)にオープン
	9～12月 隠元気まち仕掛け人塾(官民パートナーシップ支援事業)	
22	4月 市民活動保険制度を「市民活動補償制度」に見直し	
	5月 「鴻之台希中央地域」で15番目の地域づくり組織設立	提案公募型補助金事業 (応募 9、実施 8) 新しい公委託事業 (応募 10、実施 10)
23	地域経営に関して、組織・機構を見直し ・ゆめづくり地域予算制度一部見直し ・ゆめづくり協働事業提案制度の検討	提案公募型補助金事業 (応募 12、実施 9) 新しい公委託事業 (応募 16、実施 13)
	3月 15地域「地域ビジョン」策定	
24	4月 地域部設置 地域担当監(地区別専任スタッフ3名)配置(地域担当職員制度廃止)	提案公募型補助金事業 (応募 10、実施 7) 新しい公委託事業 (応募 8、実施 7)
	4月 公民館の管理運営について、教育委員会の事務を地域部で補助執行することとなる。	市民情報交流センター管理運営団体を公募により選定
	ゆめづくり協働事業提案制度スタート	
25	ゆめづくり協働事業 実施スタート	新しい公委託事業 (応募 14、実施 8)
	7月 地域づくり組織と公民館のフェイスブック開設	
	9月 名張ゆめづくり協働塾の開講(予定)	

地域づくり組織条例の概要

背 景

国と地方の役割が見直され、新しい地方自治が確立しようとするなか、従来の中央集権制度、全国一律、平等によるまちづくりから地域の個性を活かした自立的、主体的なまちづくりへ移行しています。

まちづくりのための財政支援としては、従来から国や地方公共団体の補助金制度がありますが、補助金では画一的に補助率が定められ、事業範囲や補助対象者が限定されるなど、地域住民が主体となって地域の個性を活かしたまちづくりを行うには限界があります。

一方、地方交付税は、国から地方公共団体へ一般財源として交付されるもので、用途が限定されておらず自由に使うことができます。地域の個性を活かした自立的、主体的なまちづくりを進めるためには、補助金制度よりも住民にとって使い勝手の良い、国からの地方交付税にならった交付金制度の方がふさわしいと言えます。

目 的

中央集権から地方分権、そして都市内分権への流れのなかで、社会資本整備など行政が行う分野と身近な暮らしのなかで市民がコミュニティ活動として行う分野との役割分担で行政と市民との連携を図り、一体的な取り組みによるまちづくりを進めます。

名張市は「まちづくりを『住民が自ら考え、自ら行う』ことを目指し、住民参加のもとに自立的、主体的なまちづくりの機運を高め、快適で安全な生活を確保し、住民の創意と責任によって誰もが生きいきと輝いて暮らすことのできる地域をつくりあげるため」ゆめづくり地域予算制度を創設しました。

この制度は、名張市における都市内分権の推進を目指すものであり、同時に住民主体のまちづくり活動に対する財政的な支援策です。

【 地域づくり組織条例の概要 】

設置目的

名張市自治基本条例（平成17年条例第13号）第34条第1項の規定に基づき、包括的な地域づくり組織の設置及び事業の実施並びにゆめづくり地域交付金の交付に関する事項を定め、名張市における都市内分権の推進を図ることを目的に、新たな条例を整備する。

用語の定義について

基礎的コミュニティ、地域づくり組織、コミュニティビジネスについての用語の意義を定める。

基本理念

名張市における都市内分権の推進を図ることを目的に設置し、市と基礎的コミュニティ、地域づくり組織の三者がお互い協働、連携し、住民自治の確立をめざすことを基本理念とする。

基礎的コミュニティについて

基礎的コミュニティへ自主的に参加することを住民の努力義務とし、代表者の届出を定める。

地域づくり組織について

地区公民館単位を基本とした地域に「地域づくり組織」を置くことを定め、以下の事業を行うこととする。

- 自主防犯・防災に関すること
- 人権尊重及び健康、福祉の増進に関すること
- 環境問題全般に関すること
- 高齢者の生きがいづくりに関すること
- 子どもの健全育成に関すること
- 地域文化の継承及び創出に関すること
- コミュニティビジネス等地域経営に関すること
- 地域課題の解決、地域振興及び住民交流に関すること
- その他

活動の制限

地域づくり組織は、宗教活動と政治活動をしてはならない。(予算の執行を含む)

地域ビジョンについて

地域づくり組織は、基本理念にのっとり、活動の指針となる地域ビジョンの策定に努めること。市は、地域ビジョンを尊重し、各種計画の策定や施策に反映させるよう努めること。

法人化について

地域づくり組織は、法律上の責任の所在を明確にし、継続した活動の基盤を確立するため、法人格の取得に努めること。

事故、紛争、トラブルに対する協力、助言

市は、地域づくり組織の円滑な運営を促進するため、事業実施や地域ビジョン策定、コミュニティビジネスの展開、事故等の対応等について協力、助言する。

地域づくり代表者会議

地域づくり組織の相互連携や市との連絡調整のために、地域づくり組織の会長からなる代表者会議を設ける。

ゆめづくり地域交付金について

地域づくり活動の活動支援としてゆめづくり地域交付金を交付し、交付金の額は、予算の範囲内とする。

委任 施行規則を定める。

(附則第2項) 廃止規定

この条例(施行規則)を制定することにより、以下の条例及び規則を廃止する。

「名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例及び施行規則」

(附則第3項) 経過措置

平成21年度に限り、新しい組織未設置の地域へもゆめづくり地域交付金が交付できる。

施行期日 平成21年4月1日

地域づくり組織条例は28ページに、同施行規則は31ページに掲載しています。

地域づくり組織との協働推進体制

平成7年頃～ 地域振興推進チーム員

任意のまちづくり協議会が設置されてくるなか、市職員から「地域振興推進チーム員」を任命し、指導及び助言、情報の収集及び提供、関係部局との連携調整を図る。

平成15年4月 地域振興推進チーム制度

地域予算制度をスタートさせるにあたり、市内14地域に市職員124名で編成。

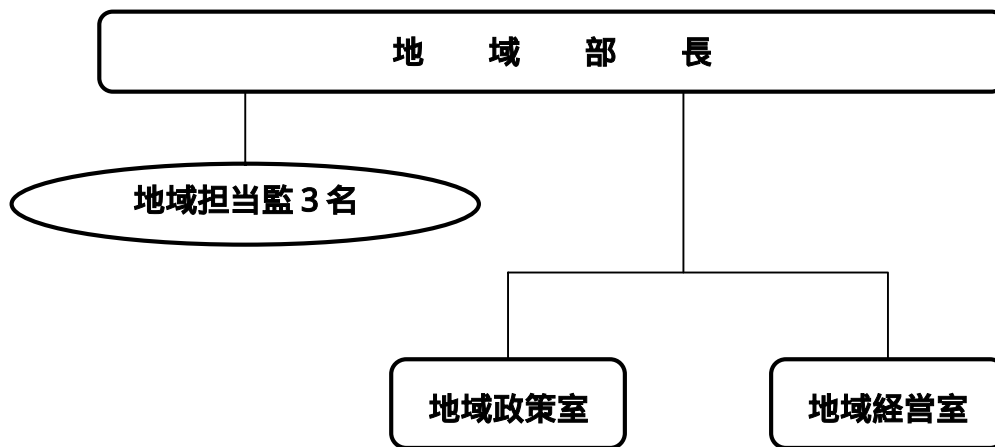
平成21年5月 地域担当職員制度

地域づくり組織の安定的な継続支援をするため、地域づくり組織ごとの地域ビジョン策定の支援を行うほか、地域づくり活動に係る情報の収集・提供及び助言を行う。地域づくり組織ごとに管理職2名で構成し、内1名をチーフとする。

平成24年4月 地域部

地域ビジョンの施策反映の仕組みや地域予算制度の拡充に伴い、地域づくり組織等との協働を推進するための組織体制として、新たに「地域部」を設置し、かつ専任スタッフ職として**地域担当監3名**を配置する。

地域部組織体制



地域部長
地域担当監

部の統括
地域づくり活動の促進、地域ビジョン
北部（美旗、薦原、すずらん台、比奈知、桔梗が丘）
中部（名張、鴻之台・希央台、蔵持、川西・梅が丘、つつじが丘）
南部（国津、箕曲、赤目、錦生、青蓮寺・百合が丘）

地域政策室

ゆめづくり協働事業の推進
「新しい公」の基本方針に関すること
地域予算の制度設計に関すること

地域経営室

地域づくり組織、基礎的コミュニティに関すること
公民館等の管理運営に関すること
市民活動に関すること

地域づくり代表者会議

地域づくり代表者会議は、地域づくり組織相互の連携を図るため、15の地域づくり組織の代表者で構成し以下の活動を行います。(地域づくり組織条例施行規則第4条)

- (1) 地域づくり組織相互の連絡、調整、意見交換、研修等に関する事。
- (2) 地域づくり組織の活動に関する報告会を行う事。
- (3) 地域づくり組織及び基礎的コミュニティの課題解決に関する事。
- (4) 市との連絡調整に関する事。

【定例的な会議、活動】

- 代表者会議・・・おおむね2ヶ月に1回開催(緊急に開催する場合もあり)
- 名張市議会との懇談会・・・年3～4回開催(市議会定例会終了後)
- 新春懇談会・・・1月に、市長、議長、警察署長と懇談
- 実践交流会・・・2月頃開催。各地域から5～10人参加し交流、意見交換
- 視察研修・・・11月頃実施。先進地を訪問し、事例研究、意見交換を実施

【24年度の活動内容】

月 日	活 動 内 容
4月18日	第1回 地域づくり代表者会議 ・ゆめづくり協働事業について ・各種資金募集の協力依頼他
6月 6日	第2回 地域づくり代表者会議 ・委員選出について ・男女共同参画にかかわるアンケート調査について他
7月20日	地域づくり代表者と市議会議員(全員協議会)との懇談会 ・名張市の財政状況について ・震災がれきの受け入れについて
8月21日	第3回 地域づくり代表者会議 ・地域SOSシステムの立ち上げについて ・(仮称)地域づくり大学について他 地域づくり代表者と地元選出県議会議員(2名)との懇談会 ・県議会議員より県政報告 震災がれきについて、三重県内の医師数について
10月16日	第4回 地域づくり代表者会議 ・名張市総合計画「理想郷プラン」地域別計画の策定について ・平成25年度 ゆめづくり協働事業提案制度について他
11月30日	地域づくり代表者と産業建設委員会との懇談会 ・名張市の産業振興について
12月14日 ～15日	地域づくり代表者会議先進地視察 ・北淡震災記念公園 ・人と防災未来センター
1月18日	地域づくり代表者会議新春懇談会 ・市長、市議会議員、名張警察署長との懇談 第5回 地域づくり代表者会議 ・名張市消防団活動協力員設置制度の創設について ・実践交流会の開催について
3月17日	地域づくり代表者会議 実践交流会 ・平成25年度 ゆめづくり協働事業の発表(7地域づくり組織)

三重県自治会連合会の定例会(理事会)、中部自治会連合会行事には会長が出席

ゆめづくり地域予算制度の成果

住民主導のまちづくり...行政頼み、補助金頼み意識が減る。
地域課題を住民自らが考え、解決する意識が向上した。

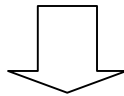
住民自治の進化...基礎的コミュニティ（区・自治会）意識の高まり

意識改革（住民・議会・職員）

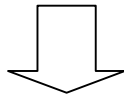
- ・誰のためのまちづくりなのかを考える。
- ・柔軟迅速な意思決定が必要とされる。
- ・都市内分権（地域内分権）とは「住民を信じること」である。

今後の展望 <住民自治の推進とコミュニティの再生>

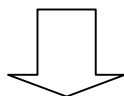
地域コミュニティ（地域づくり組織、区、自治会など）
目的別公益団体（NPO、ボランティア団体、法人、企業など）
行 政



多様な主体が連携・協働・支えあい



住民自治の熟度が向上



都市内分権のまち ・ 生涯現役のまち

平成25年度 地域づくり組織の概要（組織構成）

地域名	地域づくり組織名	(設置年月日) 設置年月日	組織の構成
名張	名張地区 まちづくり推進協議会	(H15.6.29) H21.5.17	協議会役員18名(区長、区長から推薦を受けた住民、会長が認める者)、部会(防災部会、道路・交通・安全対策交流部会、まちなか文化・景観部会、ふれあい交流部会、区長部会)、ワーキング会議(地域計画策定部会)、地域ビジョン推進プロジェクトチーム
鴻之台 希央台	中央ゆめづくり協議会	H22.5.23	協議会役員20名(自治会長、区長、館長、部会長)、部会(コミュニティ部会、施設管理部会、地域事業部会、福祉厚生部会、環境保全部会、広報文化部会、防災防犯部会)、代議員21名
蔵持	蔵持地区 まちづくり委員会	(H15.4.1) H21.5.17	運営委員16名(区長、各種団体代表、公民館長、地域住民)、部会(環境部会、健康増進部会、安全・防災部会、文化・広報部会、福祉部会)
梅が丘	川西・梅が丘 地域づくり委員会	(H15.7.27) H21.8.2	役員23名(区長、番町代表、部会長、団体代表)、部会(環境衛生部会、防犯・防災部会、地域振興部会、広報部会、福祉部会、文化・スポーツ部会)、代議員73名
薦原	薦原地域づくり委員会	(H15.7.26) H21.5.23	役員17名(区長、理事会推薦者、公民館長、各種団体代表)、部会(企画部会、福祉厚生部会、環境部会、区長部会)、薦原自主防災隊本部隊員、地域ビジョン推進委員、伊賀南部浄化センター操業対策委員会委員
美旗	美旗まちづくり協議会	(H15.8.31) H21.6.27	理事会26名(区長、自治会長、地区・各種団体代表)、企画総務部(総務部、企画部、ビジョン委員会)、事業部(女性部、健康部、福祉部、地域文化振興部、児童育成部、環境部、防犯防災推進部)、区長会、地域団体
比奈知	ひなち地域 ゆめづくり委員会	(H15.9.25) H21.5.10	役員6名(区長、自治会長)、理事会、部会(福祉部会、環境部会、安全部会、スポーツ振興部会)、ビジョン運営推進委員会、コミュニティビジネスの導入検討委員会、比奈知地域福祉委員会
すずらん台	すずらん台 町づくり協議会	(H15.8.31) H21.4.26	役員22名、部会(安全防災部会、環境設備部会、福祉青少年部会、地域交流部会)、運営委員会(市民センター、ライフサポートクラブ、サロンきずな、集会所運営)、専門委員会(自主防災隊、きずな公園、理想郷プラン検討委員会)
つつじが丘	つつじが丘・春日丘 自治協議会	(H15.6.28) (H17.8.20再) H21.4.26	つつじが丘自治会と春日丘自治会とで構成。 役員会として、地区代表者会議を置く。役員13名 両自治会の組織がそのまま自治協議会の組織を兼ねる。
錦生	錦生自治協議会	(H15.6.28) H21.5.24	役員9名、理事23名(区代表、各種団体代表)、評議委員60名、部会(区長部会、総務部会、環境保全部会、福祉厚生部会、文化振興部会、地産地消部会)、ほっとバス錦運営協議会、ほっとサロン錦運営委員会、自主防災隊
赤目	赤目まちづくり委員会	(H15.6.1) H21.6.21	役員5名、理事22名(各種団体代表、個人、区長)、区長会部、公民館運営部会、青少年育成部会、地域活動部会、安全環境活動部会、福祉部会、地域振興推進部会
箕曲	箕曲地域づくり委員会	(H15.8.10) H21.5.16	役員8名、委員会(区長、地域代表、各種団体代表)33名、区長会、公民館管理運営部会、事業部(総務部、文化部、体育部、健康福祉部、環境部、防災防犯部、地域振興部)
百合が丘	青蓮寺・百合が丘 地域づくり協議会	(H15.4.1) (H18.4.1再) H21.6.28	理事29名、コミュニティ部会、専門部会(生活支援部会、健康部会、福祉部会、安全防災部会、教育文化部会、生活環境部会、ふれあい交流部会)、事務局(総務部資産管理委員会、広報部)、特別委員会
国津	国津地区 地域づくり委員会	(H15.8.31) H21.4.19	理事9名、委員会43名(区長、各種団体の代表、区長推薦者)、役員会、地域コミュニティ部会、地域事業部会(総務、福祉厚生、環境保全)
桔梗が丘	桔梗が丘 自治連合協議会	(H15.9.6) H21.11.14	理事17名(区長、自治会長、各委員長、各部会長、公民館長、事務局長、局次長)、評議員40名以内(自治会又は区から24名、事業部会から6名、地域団体等から10名以内)、自治連合会(自治会長、区長24名)、3委員会(総務、企画運営、広報)、6事業部会(住民交流部会、健康推進部会、教育文化部会、生活安全部会、快適環境部会、地域福祉部会)

カッコ内は、旧条例(名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例)に基づく「地域づくり委員会」を設置した年月日

平成25年度 地域づくり組織の概要

地域づくり 組織	地区内 人口(人) 1	基礎的コ ミュニティ 数	地 域 交 付 金			
			基本額 2	加算額(コ ミュニティ 活動費) 3	人件費	地域調整額
名張地区 まちづくり推進協議会	6,496	19	2,637,000	3,142,200	3,200,000	300,000
中央ゆめづくり協議会	2,372	10	1,407,000	1,444,400	1,500,000	300,000
蔵持地区 まちづくり委員会	3,516	6	1,748,000	1,285,200	1,500,000	300,000
川西・梅が丘 地域づくり委員会	7,344	15	2,890,000	2,923,800	2,350,000	300,000
薦原地域づくり委員会	2,104	8	1,327,000	1,196,800	1,500,000	400,000
美旗まちづくり協議会	8,525	21	3,243,000	3,742,000	3,200,000	300,000
ひなち地域 ゆめづくり委員会	5,117	6	2,226,000	1,605,400	1,500,000	300,000
すずらん台 町づくり協議会	3,833	4	1,843,000	1,154,600	1,500,000	300,000
つつじが丘・春日丘 自治協議会	11,354	10	4,087,000	3,240,800	3,200,000	300,000
錦生自治協議会	1,914	11	1,271,000	1,449,800	1,500,000	400,000
赤目まちづくり委員会	4,058	10	1,910,000	1,781,600	1,500,000	300,000
箕曲地域づくり委員会	3,053	5	1,610,000	1,095,600	1,500,000	400,000
青蓮寺・百合が丘 地域づくり協議会	7,765	14	3,016,000	2,911,000	2,350,000	300,000
国津地区 地域づくり委員会	732	9	918,000	1,019,400	1,500,000	500,000
桔梗が丘 自治連合協議会	13,940	24	4,858,000	5,116,000	4,700,000	300,000
合 計	82,123	172	34,991,000	33,108,600	32,500,000	5,000,000

1 平成25年1月1日現在の住民基本台帳による

2 基本額…以下の 及び の合計額

基本額総額の3割を15地区で均等割(基本額総額×0.3÷15)

基本額総額の7割を人口按分

(基本額総額×0.7)×地域人口÷市人口総数

(人口、コミュニティ数、ゆめづくり地域交付金額)

(金額単位:円)

地域交付金 合計	公民館の 指定管理料 4	ゆめづくり協 働事業交付 金	総 計	地域の特徴
9,279,200	7,605,000	2,000,000	18,884,200	市の中心市街地
4,651,400	3,412,000	2,000,000	10,063,400	市役所を含む新市街地
4,833,200	3,858,000	2,000,000	10,691,200	農村部と住宅団地
8,463,800	4,712,000	2,000,000	15,175,800	住宅団地と農山村部
4,423,800	4,428,000	2,000,000	10,851,800	農山村部と住宅団地
10,485,000	8,680,000	2,000,000	21,165,000	農村部と住宅団地
5,631,400	4,492,000	2,000,000	12,123,400	農村部と住宅団地
4,797,600	4,881,000	2,000,000	11,678,600	住宅団地
10,827,800	7,285,000	2,000,000	20,112,800	住宅団地
4,620,800	4,395,000	2,000,000	11,015,800	農山村部 (一部住宅団地)
5,491,600	5,288,000	2,000,000	12,779,600	農村部と住宅団地
4,605,600	4,138,000	2,000,000	10,743,600	農山村部(一部住宅団地)と沿道商業地
8,577,000	5,848,000	2,000,000	16,425,000	住宅団地と農山村部
3,937,400	3,456,000	2,000,000	9,393,400	農山村部
14,974,000	9,898,000	2,000,000	26,872,000	住宅団地
105,599,600	82,376,000	30,000,000	217,975,600	

- 3 加算額(コミュニティ活動費)・・・以下の ~ の合計額
 地区代表者協力事務費 72,000円×基礎的コミュニティ数(4月1日現在)
 地区活動費(コミュニティ対応分) 25,000円×基礎的コミュニティ数(4月1日現在)
 地区活動費(人口対応分) 200円×地区人口(1月1日現在)
- 4 公民館の指定管理料(公民館事業運営費+建物維持管理費+地域事務員人件費)
 ただし、鴻之台・希央台地域は事業委託料

廃止補助金 一覧

区分	事業名	平成14年度 実績 (単位:円)	内 容
補助金	ふるさと振興事業補助金 (まちづくり協議会分)	2,058,785	まちづくり協議会が地域の「まちづくり計画」を策定するための活動を補助の対象とする。 対象経費 学習会・先進地視察・アンケート・計画書の印刷製本等 交付額 補助対象事業費の全額。 上限50万円(3回まで)。
補助金	資源ごみ集団回収 事業補助金	15,199,375	古紙や古着等日常生活によって生じるごみのうち、資源として再利用できるものを集団回収した場合、その量に応じて補助金を交付する。 対象団体 町内会、PTA、子供会など営利を目的としない 資源ごみ集団回収事業実施団体として登録 資源ごみを確実に廃品回収業者へ売却できる 対象品目 新聞紙、古着等 交付額 1kgあたり5円
補助金	ごみ集積場施設設置 事業補助金	490,000	ごみ集積場施設(ごみ集積かごなど)を設置する区に対し、その設置経費の一部を補助する。 交付額 一施設設置に要する経費の1/3。 上限3万円。
補助金	地区婦人会活動補助金	530,000	社会教育団体である地域婦人会の育成と振興を図ることを目的として、その活動に対して、補助金の交付を行う。 交付額 均等割額 + 会員数割額
補助金 (助成金)	名張市青少年育成 市民会議活動補助金	427,000	各地区社協が実施している青少年育成地域活動に対して助成を行う。 対象事業 各地区社協が実施する、親子映画会、福祉・教育講演会など。 交付額 均等割額 + 人口割額(市内11地区)
報償費	老人保健福祉週間事業 (敬老の日等)	19,256,000	「敬老の日」前後に行う敬老行事に対して地区協力費を支出する。 支出額 70歳以上の方1人あたり2千円。
合 計		37,961,160	

廃止補助金 地域別明細

単位:円

	補助金等 合計	内 訳					
		ふるさと 振興事業 補助金	資源ゴミ集 団回収事 業補助金	ゴミ集積 かご設置 補助金	地区婦人会 活動補助金	青少年育成 団体活動補 助金	老人保健福 祉週間事業 (敬老の日)
名 張	4,677,610	500,000	1,143,610	0	70,000	28,000	2,936,000
蔵 持	1,410,377	216,767	376,250	30,000	50,000	13,360	724,000
梅が丘	2,541,115	0	1,566,475	0	0	20,640	954,000
薦 原	1,322,700	0	631,700	0	0	15,000	676,000
美 旗	3,824,208	48,018	1,459,190	228,000	60,000	57,000	1,972,000
比奈知	2,692,360	0	1,116,550	12,000	50,000	15,810	1,498,000
すずらん台	1,051,790	0	432,600	48,000	0	13,190	558,000
つつじが丘	6,627,650	500,000	4,282,650	27,000	60,000	62,000	1,696,000
錦 生	1,515,750	294,000	180,750	60,000	60,000	15,000	906,000
赤 目	1,687,700	0	121,700	34,000	60,000	48,000	1,424,000
箕 曲	1,004,527	0	107,050	0	0	11,477	886,000
百合が丘	2,953,973	0	1,647,450	30,000	0	20,523	1,256,000
国 津	738,450	0	47,450	21,000	55,000	41,000	574,000
桔梗が丘	5,912,950	500,000	2,085,950	0	65,000	66,000	3,196,000
合 計	37,961,160	2,058,785	15,199,375	490,000	530,000	427,000	19,256,000

平成14年度実績

平成24年度 地域別事業一覧表

	地域の元気づくり	課題解決型事業			
		健康・福祉	環境・美化	防災・防犯	教育・子育て
名張地区まちづくり推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・「隠」街道市の開催 ・名張地区夏祭り ・名張秋祭り ・グラウンドゴルフ大会 ・よってだ～こ合同作品展 ・名張地区春季慰霊祭 	<ul style="list-style-type: none"> ・ちょっとよってだ～こ ・ひとり暮らし高齢者の昼食会 ・敬老の日行事 ・友愛訪問(シクラメンの贈呈) 	<ul style="list-style-type: none"> ・花いっぱい運動 ・向こう三軒両隣り ・迷惑駐車禁止啓発活動 ・資源ゴミの回収事業窓口 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所用防災備品の現地確認 ・発電機の使い方講習 ・合同・青少年防犯夜間パトロール ・消防団夏期訓練見学 ・「消防団出初式」参列 	<ul style="list-style-type: none"> ・キッズスクエア事業(影絵体験とまちめぐり 等) ・放課後児童クラブ「なばりっこ」支援事業
中央ゆめづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・うらじゃ隊の助成 ・夏祭り ・餅つき大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老のつどい 	<ul style="list-style-type: none"> ・鴻之台3号公園への桜植樹 ・子ども会への廃品回収支援 ・鴻之台3号公園の桜及びパークアベニューの芝桜の維持管理 ・環境標語の看板配布 ・各地区の公園に桜の植栽 	<ul style="list-style-type: none"> ・鴻之台3号公園への防災ベンチ・防災倉庫設置 ・防災訓練 ・パトロールの実施 ・歳末警戒の実施 ・避難食、資器材の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・クリスマス会 ・「きらきらひろば」への支援
蔵持地区まちづくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・夏祭り ・伝統芸能の保存 ・蔵持地区公民館展 ・地区振興助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵持地区健康教室(社協、協力活動(赤い羽根募金活動)) ・ウォークラリー大会 ・福祉部講演会 ・敬老の日行事 ・地域医療に関する説明会 	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーン大作戦 ・蔵持地区6区合同ゴミ拾い 	<ul style="list-style-type: none"> ・青色パトロール隊巡回 ・蔵持地区総合防災訓練 ・青色防犯パトロール隊講習会 ・防火器具点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てサロン「くらっこ広場」七夕会 ・クリスマス会 ・放課後児童クラブへの助成
川西・梅が丘地域づくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・フェスタ・ぶらむの開催 ・憩い茶屋のオープン ・梅まつりの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・新春笑って走ろう会 ・敬老会行事の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・枝垂れ梅の維持管理 ・枝垂れ梅の植栽 ・公園においてソーラ型超音波猫対策器の設置 ・「緑の募金」活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯パトロールの実施 ・防災コーディネータ育成講習に参加 ・防災訓練 ・自主防災についての説明会 ・交番と防犯・交通事故防止に関する情報交換 	
薦原地域づくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者追悼式 ・コモコモ祭り ・鮎つかみ・すいか割 ・地区民運動会 ・親睦グラウンドゴルフ大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老会 ・わいわいサロン ・ひとり暮らし高齢者の集い ・配食サービス「こもちゃん」 ・健康相談所 	<ul style="list-style-type: none"> ・桜・花みずき・さつきなど植樹 ・ギフチョウの生息に欠かせない環境づくり ・花苗の配布、花壇の管理 ・ゴーヤ、ミニカぼちゃで緑のカーテン作り ・薦原写真コンクール ・遊休田借用による、ひまわり・コスモスの種蒔き 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全パトロール ・消防分団による年末警戒 ・防災マップの作成 ・図上訓練 ・防災専用倉庫の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・さつま芋植え・芋掘り ・園児とのふれあい交流会
美旗まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・お月見コンサート ・どんど行事 ・クラシック音楽のタペ ・美旗市民センター祭り ・ニュースポーツ交流会 ・コミュニケーション事業の開催 ・美旗地区戦没者追悼式 	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老の日のお祝いメッセージ送付 ・熊野古道散策ツアー ・観阿弥ウォーク ・女性セミナー ・日赤赤い羽根募金活動 ・一人暮らし高齢者の集い、訪問 ・ふれあい・いきいきサロン 	<ul style="list-style-type: none"> ・名張クリーン大作戦 ・めだか池の整備活動 ・小波田川花の遊歩道維持活動 ・いも作り、そば作り ・もち花づくり ・さつまいも収穫祭 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全サポータージャンパーの配布 ・防災灯設置の補助 ・第5回防災講演会 ・年末特別警戒 	<ul style="list-style-type: none"> ・ドッジボールと屋外バーベキュー大会 ・子育てサロン「みはたっこ」
ひなち地域ゆめづくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーニュースポーツ大会 ・ターゲットパードゴルフ大会 ・ゲートボール大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老祝賀会の開催 ・春の健康ハイキング ・友愛のつどい ・友愛訪問 ・まちの保健室との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆめづくりクリーン作戦 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間防犯パトロール ・安全ノボリ旗の設置 ・安全タスキの貸出し ・AEDの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・親子ふれあいクリスマス会 ・小学校下校時の防犯パトロール ・夜間青少年育成パトロール
すずらん台町づくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・納涼夏祭り大会 ・どんど 	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老会の開催 ・地域健康づくり支援(はつらつ隊) 	<ul style="list-style-type: none"> ・名張市クリーン大作戦 ・春の地域一斉清掃 ・秋の地域一斉清掃 ・7号公園清掃 ・街路樹の高木剪定 ・愛玩動物対策(啓蒙チラシの回覧) ・幹線道路の落葉の収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域行事の車両誘導、安全警備 ・安全啓発看板の設置 ・防犯啓発看板の設置 ・青色防犯パトロール ・つつじ交番連絡協議会に参加 ・交通安全県民出動式に参加 ・名張地区防犯協会研修会に参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校児童のラジオ体操側面支援

平成24年度 地域別事業一覧表

産業・観光	広報・啓発	その他、地域独自事業	備考	
・やなせ宿への事業協力 ・ホテル人工飼育	・「ひやわいワイワイ!」の発行	・先進地視察研修の支援 ・公民館まつりで作品展示・活動紹介 ・「宮本武蔵生誕の地」と 「水木しげるロード」視察研修 ・築瀬水路の浚渫作業	H24人口: 6,537人 65歳以上: 2,207人(33.8%) 75歳以上: 1,216人(18.6%) H24交付金額: 9,288,400円	名張地区まちづくり 推進協議会
	・「こうきだより」の発行 ・「シンボルマーク」の募集と アンケート投票		H24人口: 2,222人 65歳以上: 158人(7.1%) 75歳以上: 69人(3.1%) H24交付金額: 4,573,400円	中央ゆめづくり 協議会
	・広報の発行 ・HPの運営	・実践交流会参加発表	H24人口: 4,046人 65歳以上: 982人(24.3%) 75歳以上: 438人(10.8%) H24交付金額: 4,815,000円	蔵持地区まちづくり 委員会
・青空市の開催 ・市民センターにて フリーマーケットの開催	・「川西・梅が丘だより」の発行 ・「川西・梅が丘地域づくり委員会」 役員名簿の発行 ・夏祭りや各種イベント等を 広報誌で紹介		H24人口: 6,905人 65歳以上: 807人(11.7%) 75歳以上: 374人(5.4%) H24交付金額: 7,659,200円	川西・梅が丘 地域づくり委員会
	・「こもはら」の発行 ・市広報に自主防災隊の活動掲載 ・HPの運営 ・地域づくりHPで委員会の紹介 地区・地域の行事案内	・県道上笠間八幡名張線 道路改良工事の促進	H24人口: 2,143人 65歳以上: 616人(28.7%) 75歳以上: 289人(13.5%) H24交付金額: 4,439,600円	薦原地域づくり 委員会
・語り部養成講座	・「はたっこ通信」の発行 ・HPの更新 ・フェイスブックへの移行	・観阿弥祭支援 ・「竜王水」の健全保全維持管理事業 ・愛知県高浜市まちづくり 協議会視察合同研修会 ・景観事業の推進	H24人口: 8,701人 65歳以上: 2,046人(23.5%) 75歳以上: 937人(10.8%) H24交付金額: 10,557,200円	美旗まちづくり 協議会
	・「公民館ひなち」の発行 ・比奈知公民館のHPへの情報掲載	・「助っ人の会」立ち上げ	H24人口: 5,155人 65歳以上: 1,380人(26.8%) 75歳以上: 635人(12.3%) H24交付金額: 5,642,000円	ひなち地域 ゆめづくり委員会
	・「町づくりニュース」の発行 ・HPの開設 ・町づくり協議会のHPの更新	・ライフサポートクラブの運営 ・サロンきずなの運営	H24人口: 3,879人 65歳以上: 771人(19.9%) 75歳以上: 277人(7.1%) H24交付金額: 4,813,800円	すずらん台 町づくり協議会

平成24年度 地域別事業一覧表

	地域の元気づくり	課題解決型事業			
		健康・福祉	環境・美化	防災・防犯	教育・子育て
つつじが丘・春日丘自治協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・つつじが丘夏祭り ・春日丘夏祭り ・スポレク祭り ・どんと焼き祭り 	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老祝賀会の実施 ・「元気・笑顔健康教室」事業 ・「癌予防啓蒙」事業 ・「ねこの手」事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・名張クリーン大作戦2012 ・空き家、空き地雑草の状況調査 ・資源ごみの回収 ・「花の綺麗な街づくり」事業 ・公園、道路のベンチテーブルの補修 ・公園用備品整備、維持管理 ・不法投棄の監視 ・ごみ出しルール遵守、飼い犬の散歩マナーの喚起 	<ul style="list-style-type: none"> ・立木危険箇所の取り纏め ・防犯灯の新設、維持管理 ・救急救命講習、防災体験学習の実施 ・歳末警戒パトロールの実施 ・交通安全運動の取り組み ・町会防災訓練イベント ・防災訓練 ・「交通安全啓蒙制作」事業 ・その他防災訓練用家屋修繕 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路交通安全対策 ・「子どもを守る家」登録への参加促進 ・映画鑑賞会の実施 ・「こどもの安全を守る会コアラ」 ・「つつじが丘子ども育成会」 ・おじゃまる広場 ・「夏休みラジオ体操」事業 ・おもしろクラブサロン ・小、中学校PTA支援 ・つつじが丘幼稚園との交流
赤目まちづくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・赤目夏まつり ・赤目公民館まつり ・ふるさとウォークinあかめ ・ソフトボールリーグ ・赤目・錦生交流会 ・春季戦没者追悼式 ・忠魂碑維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者いきいき活動 ・敬老会 ・お月見訪問 ・歳末訪問 ・ひとり暮らし高齢者の集い ・高齢者とのふれあい交流 ・高齢者福祉施設利用の相談、支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・名張クリーン大作戦 ・学校環境デー ・資源リサイクル活動 ・通学路クリーン大作戦 ・ごみ分別仕方表を配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児交通安全だより 発行 ・ストップマーク塗り替え作業 ・交通安全教室 ・交通安全パレード ・年末特別警戒 ・登下校見守り ・災害時要援護者に避難袋を支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・親子お楽しみ会 ・週末支援事業 ・ふれあいフェスティバル ・命の赤い笛 贈呈 ・放課後児童クラブ運営 ・修了のお祝いとして全園児に反射板キーホルダー 贈呈
錦生自治協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・自治協議会親睦ゴルフ大会 ・世代間交流会 ・地区文化祭 ・しめ縄づくり ・家庭料理大集合 ・春季戦没者追悼式 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者交流会 ・ひとり暮らし高齢者のつどい ・生活習慣病講演 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館草引き及び樹木の剪定 ・名張クリーン大作戦 ・赤中環境美化活動に参加 ・花火大会跡清掃 ・忠魂碑清掃 	<ul style="list-style-type: none"> ・三重出前トークの実施 ・ハザードマップ説明会に参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所交流会
箕曲地域づくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・箕曲夏祭り ・箕曲地区運動会 ・箕曲文化祭 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ、敬老会開催地区に助成 ・夏祭り盆踊り講習会の実施 ・影絵とコーラスのつどい ・ももちゃん体操の普及活動 ・箕曲文化祭で「健康カレー」を提供 ・健康のつどい 	<ul style="list-style-type: none"> ・名張クリーン大作戦 ・地区内ゴミ拾い、水路清掃 ・通学路を点検パトロール ・草刈り作業を要する場所数か所の草刈りと清掃 ・桃の木植樹祭開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・防犯パトロール腕章を作成し各地区に配布 ・登下校児童の見守り ・消防団に助成 	
青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動 ・七夕飾り、星の話 ・夏祭り ・虫取り、魚釣り体験 ・首爾古道ハイキング ・青蓮寺湖駅伝競走 ・ひな人形飾り ・イベント道具の貸出 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援サービス(ゆりボバイ) ・移動支援サービス(ゆりバス) ・常設サロンの運営 ・バス&ウォーク ・民生事業との協働 	<ul style="list-style-type: none"> ・春季・冬季ユリの坂一斉清掃 ・福祉園芸サロン ・百合小体験学習(花の種まきプランター植花) ・青蓮寺地区清掃協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災フェスタ ・避難訓練 ・防災無線通信テスト ・防災用名簿の更新 ・救急救命講習会 ・防犯パトロール ・交通安全講習会 ・避難所運営訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・百合小こどもクラブ ・百合小学習支援(ほめほめ隊) ・体験学習、田畑作物 ・吹奏楽合同演奏会 ・邦楽の集い ・生涯教育支援 ・主催学級 ・主催講座 ・サークル活動支援
国津地区地域づくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・国小校区区民運動会 ・区民運動会(長瀬地区) ・国津フェスティバル ・国津地区春季戦没者慰霊祭 	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老会 ・友愛訪問 ・一人暮らし老人のつどい 		<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災マップ作成に関する説明会 ・布生国津神社防災訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・国津っ子フェスティバル
桔梗が丘自治連合協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・桔梗が丘夏まつり ・ハッピーニューイヤークッキーフェスタ ・どんと行事 	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老の日の行事・高齢者のつどい ・ききょう健康まつり ・ニュースポーツ世代間交流大会 ・体操会との協働事業 ・ききょう健康講座 ・友愛訪問 ・高齢者への配食と見守りの協働事業 ・いきいきサロン ・グループホーム交流会 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑のカーテン事業 ・ホテル鑑賞会 ・バードウォッチング ・桔梗が丘クリーン作戦 	<ul style="list-style-type: none"> ・普通救命講習会 ・AEDの設置 ・青色回転灯パトロール ・自主防災隊の活動 ・桔梗が丘マップの危険箇所の解消・改善取り組みを促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・桔 ずセミナー ・「こころの思い発表会」 ・ふるさと歴史ハイキング ・私の一冊文庫 ・命の笛贈呈 ・赤ちゃん、ちびっ子なかよし広場

平成24年度 地域別事業一覧表

産業・観光	広報・啓発	その他、地域独自事業	備考	
・公民館前庭「朝市」の開催	・「広報つつじ」の発行 ・評議員会の議事録の発行 ・地域づくり組織のHPの管理 ・各自治体へのプレゼンテーション (伊勢市厚生地区まちづくりの会) ・「春日丘ほっとTimes」の発行 ・地域広報誌等の配布、回覧	・「はーとバス運行」事業 ・「その他近代高専後援会」事業 ・「福寿会30周年記念」事業 ・「猿追い花火」事業 ・「部会活動用ジャンパー」事業 ・「地域ビジョン推進」事業 ・「備品紙芝居道具」事業 ・「映写会」事業 ・自治会館の管理 ・ロゴ入りカラーベストを班長へ支給	H24人口:11,344人 65歳以上:2,702人(23.8%) 75歳以上:882人(7.8%) H24交付金額:10,802,800円	つつじが丘・春日 丘自治協議会
・日の谷温泉 維持管理 ・旅のステーション 開設 ・由来看板の作成、設置	・赤目のむかし話冊子 作成 ・イラストマップ	・まちづくり活動用のベスト 作成	H24人口:4,101人 65歳以上:1,265人(30.8%) 75歳以上:604人(14.7%) H24交付金額:5,506,200円	赤目まちづくり 委員会
	・「ほっと錦だより」の発行	・甲賀市南杣自治振興会来館 ・越前市視察来館	H24人口:1,971人 65歳以上:659人(33.4%) 75歳以上:365人(18.5%) H24交付金額:4,645,200円	錦生自治協議会
	・「みのわ通信」の発行 ・HPの更新	・酒米づくり	H24人口:3,923人 65歳以上:861人(21.9%) 75歳以上:478人(12.2%) H24交付金額:4,607,000円	箕曲地域づくり 委員会
	・「ゆりがおか」の発行	・終末処理特別委員会 ・市立病院と住民との対話 ・百合小児童の通学路 公共交通機関と話し合い ・地産地消の取り組み ・地域資源の発見	H24人口:6,899人 65歳以上:1,309人(19.0%) 75歳以上:599人(8.7%) H24交付金額:8,559,400円	青蓮寺・百合が丘 地域づくり協議会
	・広報「くにつ」の発行	・杉坂峠拡幅工事陳情	H24人口:758人 65歳以上:366人(48.3%) 75歳以上:256人(33.8%) H24交付金額:3,948,600円	国津地区 地域づくり委員会
	・広報「ききょう通信」の発行 ・HPの運営	・「コミュニティカフェ」の講演会・研修	H24人口:14,017人 65歳以上:3,853人(27.5%) 75歳以上:1,570人(11.2%) H24交付金額:14,988,400円	桔梗が丘 自治連合協議会

平成25年度ゆめづくり協働事業一覧表

地域づくり組織名	事業名
名張地区まちづくり推進協議会	まちなかのまちなみを活かしたまちづくり推進事業
	安全のまちづくり推進事業
中央ゆめづくり協議会	地域ビジョン実施計画策定事業
蔵持地区まちづくり委員会	防犯・防災等対策事業
川西・梅が丘地域づくり委員会	路上駐車対策の市有地利用事業
薦原地域づくり委員会	防災・防犯対策推進事業
地縁法人 美旗まちづくり協議会	市内唯一の湧水【竜王水】の健全保全維持管理事業
ひなち地域ゆめづくり委員会	東山ふれあいの森整備事業
	伝統行事を存続発展させる事業
	防犯パトロール活動と地震からの命を守る防災事業
すずらん台町づくり協議会	遊休地活用による地域住民の憩いのための公園整備及び地区避難所防災対策事業
地縁法人 錦生自治協議会	「ほっとウォーキング錦」推進事業
	「錦生ブランド創出」事業
	錦生防災整備事業
赤目まちづくり委員会	あかめ 旅のステーション事業
箕曲地域づくり委員会	桃のほほえむ地域活性化事業
一般社団法人 青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会	花いっぱい環境整備事業
	時を刻む施設設置事業
国津地区地域づくり委員会	コミバス「あららぎ号」の拡充事業
桔梗が丘自治連合協議会	「ふれあい茶房」の開設事業
	子どもたちと地域の絆づくり事業
つつじが丘・春日丘自治協議会	地域コミュニケーション公園の融合整備事業
	文化創生・育成事業

名張市自治基本条例

平成17年条例第13号

前文

わたしたちのまちの自治は、主権者である市民が自らの責任に基づいて決定し、主体的に行動することにより進めなければなりません。また、自治体としての名張市には、市民の信託にこたえ、現在及び将来の市民が安心して暮らすことのできる、豊かな地域社会を市民と協働して実現していく責務があります。

このためには、自治の主体である市民、市議会及び市の果たすべき役割や責務、市政運営の原則など、自治体としての基本的な枠組みを明らかにするとともに、市政への市民参画や協働の仕組みを定めておくことが必要です。

名張市は、万葉ゆかりの歴史と文化、赤目四十八滝や香落溪など水と緑の自然環境に恵まれたまちです。これらの財産を守り育て、次代に引き継ぐとともに、名張らしさを生かした個性的で持続可能なまちを創造する取組を進めていかなければなりません。また、市内は古いまち並みや農村集落、新しい市街地が分散するなど、それぞれ特徴ある地域で構成されており、こうした各地域の特性を生かした個性ある地域づくりを市民が主役となっていくことも大切です。

わたしたちは、自己決定と自己責任のもと参画し、協働することを基本に、英知と力を結集することで、魅力的で誇りの持てる「自治のまち」を実現することをめざし、ここに名張市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、名張市における自治の基本理念と主権者である市民の権利を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会を創造することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内で住む者、働く者若しくは学ぶ者、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体をいう。
- (2) 参画 政策の立案から実施、評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいう。
- (3) 協働 市民、市議会及び市がそれぞれの果たすべき責任と役割を認識し、相互に協力して行動することをいう。

(自治の原則)

第3条 市の自治は、次に掲げることを原則として推進するものとする。

- (1) 人権尊重 国籍や性別、年齢等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性や能力がまちづくりに生かされること。
- (2) 情報共有 市民、市議会及び市が互いに情報を共有すること。

- (3) 参画及び協働 市民の自主的な市政への参画が保障されるとともに、市民、市議会及び市が協働して公共的課題の解決に当たること。

第2章 市民

(市民の権利)

第4条 市民は、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。

- 2 市民は、市が提供する行政サービスを受けることができる。

(市民の役割と責務)

第5条 市民は、自治の主体者であることを自覚し、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとし、参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

- 2 市民は、諸活動を行うに当たっては、公共の福祉の増進に努めるとともに、地域の発展と環境の保全に配慮しなければならない。

- 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。

第3章 市議会

(議会の役割、権限等)

第6条 市議会は、市の意思決定機関であるとともに、市政の運営を監視し、けん制する機能を果たすものとする。

- 2 市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、市政に係る基本的な事項で別に条例で定めるものを議決する。

(議会の責務)

第7条 市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。

- 2 市議会は、市政を調査し、条例議案を提出するなど政策形成機能の強化とその活用に努めなければならない。

(議員の責務)

第8条 市議会議員は、市民の信託にこたえ、自己の研さんに努めるとともに、誠実に職務を遂行しなければならない。

第4章 市長等

(市長の役割と責務)

第9条 市長は、市を統轄するとともに、市の事務を管理し、これを執行する。

- 2 市長は、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政運営に当たるとともに、毎年度、市政運営の方針を定め、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。

(職員の役割と責務)

第10条 市の職員は、全体の奉仕者として、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

- 2 市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

第5章 情報共有

(情報共有)

第11条 市は、市政に関する情報を、広報紙等を通じて積極的に提供するとともに、市民意向の把握など情報収集を図り、市民との情報共有に努めなければならない。

(情報公開)

第12条 市は、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を推進するため、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を原則として公開しなければならない。

(個人情報保護)

第13条 市は、市民の基本的な人権を守るため、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利に対して適切な措置を講じなければならない。

(説明責任)

第14条 市は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明しなければならない。

(要望等への対応)

第15条 市は、市民からの要望、意見、提案等に対して迅速かつ誠実に対応するとともに、その結果を速やかに回答しなければならない。

2 市は、市民から寄せられた苦情について、その内容や原因を調査分析し、業務の改善を行うなど適切な措置を講じなければならない。

第6章 市政運営

(総合計画)

第16条 市は、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画(以下「総合計画」という。)を市議会の議決を経て定め、計画的な市政運営に努めなければならない。

(組織)

第17条 市は、社会情勢に対応する簡素で機能的な組織により市政を運営するとともに、組織を市民に分かりやすいものにしなければならない。

(人事政策)

第18条 市は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、有能な職員の任用、効果的な人材育成、適正な人事評価及び配置に努めなければならない。

(法務政策)

第19条 市は、市民ニーズや地域課題に対応するため、自ら責任をもって法令を解釈し、条例規則等の整備や体系化を進めるなど積極的な法務行政を推進しなければならない。

(法令遵守と公益通報)

第20条 市は、市政を常に適法かつ公正に運営しなければならない。

2 市は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、職員の公益通報に関する仕組みを定めなければならない。

(行政手続)

第21条 市は、行政処分等における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、その手続に関する基本的な事項を定めなければならない。

(地域経営の原則)

第22条 市は、個性豊かで持続可能な地域社会を実現するため、地域資源を最大限活用し、選択と集中を基本とする戦略的な施策展開を図らなければならない。

(事務事業の実施等における原則)

第23条 市は、提供する行政サービスの具体的な内容や水準等をあらかじめ市民に明らかにし、公平、公正で効率的なサービス提供に努めなければならない。

2 市は、実施しようとする事務事業について、最少の経費で最大の効果をあげるよう費用対効果を検証し、明確な目標を設定して事業推進に努めなければならない。

3 市は、事務事業の実施に当たっては、環境負荷の低減に率先して努めなければならない。

(財政等)

第24条 市は、総合計画を実現するための財政計画を定め、財源を効果的かつ効率的に活用することで、自主的、自律的で健全な財政運営に努めなければならない。

2 市は、保有する財産の適正な管理及び効果的な活用に努めなければならない。

3 市は、財政状況及び財産の保有状況など市の経営状況に関する資料を作成し、市民に分かりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

第25条 市は、効果的で効率的な市政運営と総合計画の進行管理を行うため、行政評価を実施し、その結果を施策の見直し、組織の改善等に速やかに反映しなければならない。

(監査)

第26条 監査委員は、市の財務等に係る監査を行うに当たり、事務事業の適法性のほか、有効性及び効率性の評価を踏まえた監査を行わなければならない。

(危機管理)

第27条 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めなければならない。

第7章 参画及び協働

第1節 市政への市民参画

(政策形成及び実施過程への参画)

第28条 市は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に情報を提供し、意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

2 市民に意見を求めるときは、パブリックコメントやアンケート調査の実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、公表しなければならない。

(評価等への参画)

第29条 市は、市民の市政に対する監視機能を確保するため、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表し、意見を求めるとともに、財務及び事務事業の執行について市民が考査できる機会を設けなければならない。

(審議会等)

第30条 市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、中立性の保持に配慮するとともに、原則としてその一部を市民から公募しなければならない。

2 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。

(住民投票)

第31条 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

2 住民投票に付することができる事項、投票者の資格要件その他住民投票の発議及び請求並びに実施に関して必要な事項は、次条に定めるもののほか、別に条例で定める。

3 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(住民投票の発議及び請求)

第32条 永住外国人を含む18歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に住民投票を請求することができる。

2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを市議会に付議しなければならない。

3 市議会議員は、市政に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の賛成(発議者を含む。)を得て、住民投票の実施について発議することができる。

4 市長は、前2項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。

5 市長は、第1項の請求に係る署名者数が永住外国人を含む18歳以上の住民総数の4分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければならない。

第2節 コミュニティと市民公益活動

(コミュニティ活動)

第33条 市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に区、自治会等の基礎的なコミュニティの活動に参加し、交流しながら、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。

2 市は、区、自治会等の果たす役割を尊重し、その活動を振興するために必要な施策を講じなければならない。

(地域づくり)

第34条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域においてコミュニティ活動を行う組織として、別に条例で定めるところにより、地域づくり組織を設置することができる。

2 地域づくり組織は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら地域づくりを行うものとする。

3 市は、地域づくりの活動に対して必要な支援を行うことができる。

4 市は、各種計画の策定や政策形成に当たっては、地域づくり組織の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。

5 市は、地域づくり組織の意向により、事務事業の一部を当該組織に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。

(市民公益活動)

第35条 市は、自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、別に条例で定めるところにより、その活動を促進するための適切な措置を講じなければならない。

第3節 協働のまちづくり

第36条 市民（コミュニティ活動や市民公益活動を行う団体を含む。以下この条において「多様な主体」という。）及び市議会並びに市は、それぞれの特性を理解し、互いに尊重し合い、協働してまちづくりに取り組むものとする。

2 市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、多様な主体がその担い手となれるよう、適切な措置を講じなければならない。

3 市は、協働のまちづくりを進めるに当たり、多様な主体が情報や意見を交換し、相互調整や民主的な意思形成が図られるよう、開かれた場と機会の創設に努めなければならない。

第8章 最高規範性

第37条 この条例は、名張市の自治の推進における最高規範であり、市は、他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。

第9章 国、三重県及び他の地方自治体との関係

（国及び三重県との関係）

第38条 市は、国及び三重県と対等の立場にたち、自治の発展のため、協力して適切な関係の構築に努めるものとする。

（他の自治体との関係）

第39条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のための広域事務処理、大規模災害時の相互応援など、他の自治体と積極的に協力連携するものとする。

第10章 補則

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

（名張市市民参加条例の廃止）

2 名張市市民参加条例（平成14年条例第2号）は、廃止する。

名張市地域づくり組織条例

平成21年条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、名張市自治基本条例(平成17年条例第13号)第34条第1項に基づき包括的な地域づくり組織の設置及び事業の実施並びにゆめづくり地域交付金の交付に関する事項を定め、名張市における都市内分権の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基礎的コミュニティ 区、自治会等をいう。
- (2) 地域づくり組織 一定のまとまりのある地域の住民により設置された一地域にひとつの包括的な自治組織をいう。
- (3) コミュニティビジネス 地域の課題を事業性及び収益性のある継続的な活動により解決するため、地域が有する人材、知識、情報、施設などの資源を活用し、地域における起業及び雇用の創出並びに働きがい及び生きがいを生み出し、地域の活性化に寄与する事業をいう。

(基本理念)

第3条 地域づくり活動は、基礎的コミュニティ、地域づくり組織及び市が、それぞれの活動を尊重し、互いに協働し、及び連携し、住民主体のまちづくりを推進することにより、住民自治を確立するために行う。

(基礎的コミュニティ)

第4条 基礎的コミュニティの区域は、町(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条に規定する町をいう。)の区域又は住民にとって客観的に明らかなものとして定められている区域とする。

- 2 住民は、自主的に基礎的コミュニティの活動に参加し、交流しながら相互に助け合うよう努めるものとする。
- 3 基礎的コミュニティは、その代表者を選出したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。

(地域づくり組織)

第5条 地域づくり組織の区域は、別に規則で定める。

- 2 地域づくり組織は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。
 - (1) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他地域づくり組織を民主的に運営するために必要な事項が、規約に定められていること。
 - (2) 地域づくり組織の代表者及び役員は、その構成員の意思に基づいて選出されること。
 - (3) 基礎的コミュニティの代表者が、地域づくり組織の運営に参画していること。

3 地域づくり組織を設立し、及びその代表者を選出したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(地域づくり組織の構成員)

第6条 地域づくり組織は、次の者を構成員とする。

(1) その地域に居住する者

(2) その地域で事業を行う個人又は法人、通学者、通勤者及びその地域で活動する各種団体で、当該地域づくり組織が認めた者

(地域づくり組織の事業)

第7条 地域づくり組織は、まちづくりの推進のため次の事業を行う。

(1) 自主防犯及び自主防災に関すること。

(2) 人権尊重、健康及び福祉の増進に関すること。

(3) 環境及び景観の保全に関すること。

(4) 高齢者の生きがいづくりに関すること。

(5) 子どもの健全育成に関すること。

(6) 地域文化の継承及び創出に関すること。

(7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。

(8) 地域課題の解決、地域振興及び住民交流に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、地域のまちづくりに関し、特に必要があると地域づくり組織が認めること。

(活動の制限)

第8条 地域づくり組織は、次に掲げる活動をしてはならない。

(1) 宗教の教義を広め、儀式を行い、又は信者を教化育成する活動

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動

(3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動

(地域ビジョン)

第9条 地域づくり組織は、地域ごとの地理的な特性、自然、産業、歴史及び文化等の地域資源を活用し、地域の課題を解決するための理念、基本方針及び地域の将来像をとりまとめた計画(以下「地域ビジョン」という。)の策定に努めるものとする。

2 市は、地域ビジョンを尊重し、各種計画の策定又は施策に反映させるよう努めるものとする。

(法人化)

第10条 地域づくり組織は、法律上の責任の所在を明確にし、継続した活動の基盤を確立するため、その地域づくり組織を法人化するよう努めるものとする。

(協力及び助言)

第11条 市は、地域づくり組織の円滑な運営を促進するため、地域づくり組織の活動及びその活動から生じた事故又は住民間の紛争の解決等について協力し、助言することができる。

(地域づくり代表者会議)

第12条 地域づくり組織相互の連携を図るため、地域づくり組織の代表者で構成する地域づくり代表者会議を設置する。

(ゆめづくり地域交付金の交付)

第13条 市長は、地域づくり組織の活動支援として、地域づくり組織にゆめづくり地域交付金(以下「交付金」という。)を交付する。

(交付金の額)

第14条 交付金の額は、予算の範囲内とし、交付金の交付申請及び交付に係る手続きは、別に規則で定める。

(実績報告)

第15条 地域づくり組織は、毎年5月末日までに前年度の事業実績を市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による事業実績報告には、前年度の決算報告書及び決算監査報告書を添付しなければならない。

(情報公開等)

第16条 地域づくり組織は、前条の事業実績報告及び活動に関するすべての書類を事務所に備え付けることとし、積極的に情報公開に努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例の廃止)

2 名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例(平成15年条例第2号)は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例第8条第2項の規定により交付を受けた交付金の実績報告については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際地域づくり組織が設置されていない地域については、平成21年度に限り、廃止前の名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例第2条の地域づくり委員会及び基礎的コミュニティにゆめづくり地域交付金を交付できるものとする。

名張市地域づくり組織条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、名張市地域づくり組織条例(平成21年条例第3号。以下「条例」という。)の規定に基づき、地域づくり組織の設置及び名張市ゆめづくり地域交付金(以下「交付金」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(基礎的コミュニティ)

第2条 住民は、基礎的コミュニティを設置し、統合し、又は分割するときは、あらかじめ地域づくり組織及び市と協議するものとする。

2 条例第4条第3項の規定による届出は、基礎的コミュニティ代表者届(様式第1号)により市長に提出するものとする。

3 前項の届出があったときは、市長は、基礎的コミュニティ代表者届受理証(様式第2号)を交付するものとする。

(地域づくり組織)

第3条 条例第5条第1項に規定する地域づくり組織の区域は、別表第1のとおりとする。

2 条例第5条第3項の規定により地域づくり組織を設立したときは、地域づくり組織設置届(様式第3号)により、当該届出の内容に変更が生じたときは、地域づくり組織変更届(様式第4号)により、市長に届け出るものとする。

(地域づくり代表者会議)

第4条 条例第12条に規定する地域づくり代表者会議(以下「代表者会議」という。)は、地域づくり組織の代表者(以下「会員」という。)をもって構成する。

2 代表者会議は、次に掲げる活動を行う。

(1) 地域づくり組織相互の連絡、調整、意見交換、研修等に関すること。

(2) 地域づくり組織の活動に関する報告会を行うこと。

(3) 地域づくり組織及び基礎的コミュニティの課題解決に関すること。

(4) 市との連絡調整に関すること。

3 代表者会議に、会長1名及び副会長3名を置き、会員の互選によりこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、代表者会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理するものとし、職務を代理する副会長は、あらかじめ会長が指名する。

6 会長及び副会長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

7 代表者会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

8 代表者会議の会議は、会員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

9 代表者会議の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

10 代表者会議は、まちづくりに関して、市長に提言を行うことができる。

11 市長は、まちづくりに関して、代表者会議に意見を求めることができる。

12 代表者会議の事務局は、地域部地域経営室に置く。

(交付金の額)

第5条 条例第14条に規定する交付金の額は、別表第2に定めるところにより算定するものとする。

(交付手続)

第6条 条例第14条に規定する交付金の交付手続は、次によるものとする。

- (1) 地域づくり組織は、毎年度、名張市ゆめづくり地域交付金交付申請書（様式第 5 号）に当該年度の事業計画書（様式第 6 号）及び当該年度の予算に係る資料を添付して、市長に提出するものとする。
- (2) 市長は、前号の規定による交付申請があったときは、その内容を確認のうえ交付決定し、名張市ゆめづくり地域交付金交付決定通知書（様式第 7 号）により地域づくり組織に通知しなければならない。
- (3) 地域づくり組織は、前号に規定する通知を受けたときは、名張市ゆめづくり地域交付金交付請求書（様式第 8 号）により、市長に交付金を請求するものとする。
- (4) 市長は、前号に規定する請求があったときは、速やかに交付しなければならない。
（実績報告）

第 7 条 条例第 1 5 条に規定する事業実績の報告は、名張市ゆめづくり地域交付金事業実績報告書（様式第 9 号）に名張市ゆめづくり地域交付金事業決算報告書（様式第 1 0 号）及び名張市ゆめづくり地域交付金事業決算監査報告書（様式第 1 1 号）を添付して、市長に行うものとする。

（補則）

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。
（名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例施行規則等の廃止）
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例施行規則（平成 1 5 年規則第 9 号）
 - (2) 名張市地域づくり協議会設置規則（平成 1 5 年規則第 4 1 号）（経過措置）
- 3 条例附則第 4 項の規定により交付するゆめづくり地域交付金は、廃止前の名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例（平成 1 5 年条例第 2 号）第 2 条に定める地域づくり委員会にあっては別表第 2 の基本額、地域調整額、コミュニティ活動費（基礎的コミュニティが当該額の交付を受けない場合に限る。）及び先駆的事业加算額とし、基礎的コミュニティにあってはコミュニティ活動費（当該基礎的コミュニティの属する地域の地域づくり委員会がコミュニティ活動費の交付を受ける場合を除く。）とする。
- 4 この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

【別表と様式を除く】

名張市地域づくり組織における会計処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、名張市地域づくり組織条例(平成21年条例第3号)第5条の規定に基づき設置された地域づくり組織の適正な会計処理に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(単年度会計処理)

第2条 地域づくり組織の会計は、単年度会計処理を原則とする。

(繰越処理)

第3条 単年度に実施予定の事業が、やむを得ない事情により当該年度に完了できない場合は、翌年度に繰り越して実施することができる。

(積立処理)

第4条 後年度において実施する事業の財源を計画的に確保するため基金等を置き、積み立てることができる。ただし、その事業計画を明らかにしておかなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、告示の日から施行する。

(名張市地域づくり委員会における会計処理要領の廃止)

2 名張市地域づくり委員会における会計処理要領(平成15年告示第68号)は、廃止する。

お問合せは

名張市役所地域部地域経営室

〒518-0492 三重県名張市鴻之台 1 番町 1 番地

TEL:0595-63-7484

FAX:0595-64-2560

E-mail : chiikikeiei@city.nabari.mie.jp